装管原第１７４０５号
令和３年１２月３日

大臣官房会計課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
情報本部総務部会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長　殿
防衛研究所企画部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部会計課長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁装備政策部装備政策課長
防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官
防衛装備庁調達管理部調達企画課長
防衛装備庁調達事業部各調達官
防衛装備庁各研究所総務課長
（防衛装備庁航空装備研究所は除く。）
防衛装備庁航空装備研究所会計課長
防衛装備庁各試験場長

防衛装備庁調達管理部原価管理官
（公印省略）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項第７項に規定するソフトウェアに係る製造原価の計算について（通知）

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第８３号。２７．１０．１）（以下「長官通知」という。）第７項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

1　目的

ソフトウェアに係る製造原価の計算にあたり、ファンクション・ポイント法によらないことができる場合について定めるものである。

2　用語の定義

この通知における用語の定義は、長官通知に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

3　ソフトウェアに係る製造原価の計算

ソフトウェアに係る製造原価については、仕様書等に基づきソフトウェアが備えるべき機能数、複雑度等を数値化したファンクション・ポイント（機能規模を表す測定量の単位）値にシステム特性を加味する方法（ファンクション・ポイント法）により計算するものとする。ただし、次に掲げるものについては、ファンクション・ポイント法によらないことができる。

(1)　市場価格方式による場合

(2)　既に調達されたソフトウェアを維持するために改善を行う場合。ただし、機能数の変更を伴わない場合に限る。

(3)　計算の適正性を十分に説明することができ、かつ、一般確定契約を採用する場合

4　その他

ファンクション・ポイント法により価格を計算した場合だけでなく、前項第２号及び第３号に規定した場合についても積極的に原価調査を行い、原価に係るデータの収集及び共有に努めるものとする。